



Korean Tax Update Samil Commentary

November 15, 2024

Table of Contents

Tax News

- 半導体エコシステム総合支援案の計画発表
- 2024年税法改正案の分析報告書を発表
- 遺産取得課税専門家による討論会を開催
- 投資拡大・雇用を創出した中小企業は税務調査選定から除外
- 仕事と家庭の両立に取り組む中小企業に税務調査猶予
- 今年9月累計国税収入255.3兆ウォン、前年比11.3兆ウォン減
- 京畿道 高陽市・華城市一帯をベンチャー促進地区に指定

最新の主な改正動向

- 法人税法施行令(大統領令第34991号、2024. 11. 12.)
- 租税特例制限法施行令(大統領令第34992号、2024. 11. 12.)
- 所得税法施行令(大統領令第34990号、2024. 11. 12.)
- 付加価値税法施行令(大統領令第34993号、2024. 11. 12.)
- 総合不動産税法施行令(大統領令第34994号、2024. 11. 12.)
- 個別消費税法施行令(大統領令第34976号、2024. 10. 31.)
- 交通・エネルギー・環境税法施行令(大統領令第34977号、2024. 10. 31.)
- 法人税法施行規則(企画財政部令第1085号、2024. 11. 11.)

最新の例規・判例

- 非上場株式を評価する時の帳簿価額の意味
- 物流団地開発用不動産の取得税減免後の着工行為に対する追徴
- 引受法人が企業集団編入猶予を受けた場合の技術革新型株式の取得税額控除
- 謹渡所得税の重課税率免除期間に相続した住宅を謹渡する場合の重課税率

Tax News

半導体エコシステム総合支援案の計画発表

政府は経済関係長官会議で半導体エコシステムの競争力向上のために今年6月に発表した「半導体エコシステム総合支援案」の推進状況を金融・税制・財政などの分野別に点検して今後の計画を議論した。現在推進中の支援案のうち税制支援に関する内容は下記のとおり。

区分	現況および今後の計画	
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略技術R&D・投資税額控除の適用期限を3年延長と発表(7.25、税法改正案)および租税特例制限法を国会に提出(9.2.) - 投資税額控除の増加分(当該年度投資額が直前3年年平均投資額を超える部分)の控除率引き上げ恒久化(国家戦略技術4%、一般および新成長・基幹技術3% → 10%) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・税法改正案の国会通過支援および国家戦略技術対象技術およびR&D税額控除の適用範囲拡大など施行令・施行規則の改正(2025. 3.) 	
対象技術	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家評価*を経て国家戦略技術に先端半導体の素材・部品・装備関連技術などの追加を検討(租特法施行令改正) * 分野別に専門家評価会を経て業界・部署で建議した技術の追加を検討(～2024. 12.) 	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略技術R&D税額控除の材料費・人件費の範囲拡大(租特法施行令・施行規則改正) <ul style="list-style-type: none"> - 材料費: SW貸与・購入費、研究・試験用施設の賃借料・利用料、職務発明補償金、技術情報費(技術諮詢費含む)の追加 - 人件費: 国家戦略技術・一般R&Dを全て遂行する人材に対して実際の研究時間で按分して国家戦略技術R&D控除率を適用 	
R&D範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・R&D用機械装置の減価償却期間を試験・測定機器など(耐用年数3年)水準に短縮(5→3年) (法人税法施行規則の改正) 	
加速償却	<ul style="list-style-type: none"> ・R&D用機械装置の減価償却期間を試験・測定機器など(耐用年数3年)水準に短縮(5→3年) (法人税法施行規則の改正) 	

2024年税法改正案の分析報告書を発表

国会予算政策処は政府が提出した2024年税法改正案により2025～2029年に計19兆5,060億ウォンの税収が減少すると予想した。大半の税収減少は相続税・贈与税(△20兆1,862億ウォン)で発生する。項目別には相続税・贈与税の最高税率および課税標準区間の調整(△11.7兆ウォン)、相続税の子供控除金額の引き上げ(△8.5兆ウォン)、所得税の子供税額控除金額の拡大(△2.0兆ウォン)などが税収減少に影響を及ぼすと予想される。クレジットカードなどによる付加価値税税額控除率の引き下げおよびハイブリッド自動車の個別消費税減免限度の縮小などの影響により付加価値税(+1兆5,742億ウォン)およびその他税目(+8,918億ウォン)で税収は増加すると予想している。

<推計2024年政府税法改正案の税収効果>

(単位:億ウォン)

区分	2025	2026	2027	2028	2029	合計
所得税	△1,431	△3,721	△4,347	△979	△818	△11,296
法人税	15,258	△2,316	△4,082	766	△16,188	△6,562
付加価値税	2,535	3,863	3,322	3,059	2,963	15,742
相続税・贈与税	△26,154	△43,927	△43,927	△43,927	△43,927	△201,862
その他	871	2,221	2,958	1,418	1,450	8,918
合計	△8,921	△43,880	△46,076	△39,663	△56,520	△195,060

遺産取得課税専門家による討論会を開催

相続税の遺産取得課税方式への転換を検討中である企画財政部が、相続税改編案に対する各界の意見を取りまとめるために韓国税法学会主管で遺産取得課税専門家による討論会を開催した。企画財政部チョン・ジョンフン税制室長は、被相続人の全体相続財産に課税する現行の遺産課税型相続税制から相続人が各自受け継ぐ相続財産基準に課税する取得課税型への転換を準備していると言及した。これはOECDでも相当数の国家が採択している方式で、遺産税より税負担が公平で、富の集中緩和にもより効果的であることを強調する一方、今後も租税専門家を含めた各界の意見を持続的に取りまとめて、これを基に遺産取得税転換のための改編案を用意し、早ければ来年上半期中に関連法律案を国会に提出する計画である。

投資拡大・雇用を創出した中小企業は税務調査選定から除外

国税庁は次のように投資を拡大し、または雇用を創出した中小企業に対して2023年帰属法人税・総合所得税の定期税務調査の対象選定から除外する税政支援を提供する計画である。

<投資拡大・雇用を創出した中小企業の税政支援要約>

区分	主な内容					
投資拡大						
・2023事業年度帰属収入金額が1,500億ウォン以下である租税特例制限法(以下「租特法」)上の中小企業(猶予企業除外)のうち2025年投資金額を2024年に比べ5~20%以上増加させる計画があり、投資拡大計画書を提出(提出期間:2024. 11. 1. ~ 12. 2.)して計画を履行した法人(事業者) - 法人:資産総額2千億ウォン以上の法人・専門人的用役提供法人は収入金額500億ウォン未満 - 個人:専門職事業者は収入金額500億ウォン未満						
<収入金額別にみる投資金額の基準比率>						
2023事業年度 収入金額		500億ウォン未満	500億以上~ 1,500億ウォン以下			
一般企業		10%以上	20%以上			
地域事業場投資企業		5%以上	15%以上			
* 首都圏(ソウル・仁川・京畿道)以外の地域事業場に投資する時は基準比率5%緩和 (地域事業場以外の首都圏事業場に投資する時は地域投資金額比率が80%以上なら地域投資企業と見なす) * 誠実申告確認対象者として誠実申告確認書を提出していない個人事業者と滞納・租税犯・粉飾決算など不誠実事業者は除外						
・2023事業年度帰属収入金額が1,500億ウォン以下である租特法上の中小企業(猶予企業除外)のうち2025年に常時勤労者数を2024年に比べ2%・3%(最低1人以上)増加させる計画があり、雇用創出計画書を提出(提出期間:2024. 11. 1. ~ 12. 2.)して計画を履行した法人(事業者) - 法人:資産総額2千億ウォン以上の法人・専門的な用役提供法人は収入金額500億ウォン未満 - 個人:専門職事業者は収入金額500億ウォン未満						
<収入金額別にみる雇用創出の基準比率>						
2023事業年度 収入金額		500億ウォン未満	500億以上~ 1,500億ウォン以下			
基準比率		2%以上	3%以上			
* 勤労基準法第43条の2により雇用労働部から従業員の賃金を支払っていない事業主企業として名簿が公開された事業者と滞納・租税犯・粉飾決算など不誠実事業者は除外 (法人のみ該当) 計画書を提出したが常時勤労者数が1人以上増加しなかった事業場は除外 (個人のみ該当) 誠実申告確認対象者で誠実申告確認書を提出していない個人事業者は除外						

仕事と家庭の両立に取り組む中小企業に税務調査猶予

政府は相対的に厳しい状況の中で仕事と家庭の両立に理解を示す中小企業の負担を緩和するために、仕事・家庭の両立に取り組む優良中小企業に対して定期税務調査を来年1月から2年間猶予する方針を明らかにした。税務調査の猶予対象は、家族親和認証企業（2023年基準4,110社）または仕事・生活の均衡に取り組む優秀企業（200余社）に認定された約4,300社のうち国税庁の定期税務調査対象に選ばれた中小企業であり、調査着手予定日から最大2年間税務調査を猶予し、推進期間終了前に納税者満足度などを考慮して追加延長を検討する予定である。

今年9月累計国税収入255.3兆ウォン、前年比11.3兆ウォン減

今年9月まで累計国税収入は255.3兆ウォンで前年同期比11.3兆ウォン減少した。これは昨年の企業実績の低調による法人税納付実績の減少により法人税が17.4兆ウォン減少したのが主な原因である。所得税は高金利による利子所得税の増加、就業者の増加と賃金上昇により勤労所得税は増加したが、譲渡所得税と総合所得税が減少して前年比0.4兆ウォンの小幅増加に留まった。ただし、消費増加および還付減少による納付実績の増加で付加価値税は5.7兆ウォン増加した。

京畿道 高陽市・華城市一帯をベンチャー促進地区に指定

中小ベンチャー企業部が京畿道 高陽市テファ洞・チャンハン洞・シクサ洞など、8個の行政洞一帯と華城市ヨンチョン洞・パンギョ洞・ソクウ洞など一帯をベンチャー企業育成促進地区に指定したことで、ベンチャー促進地区内に位置したベンチャー企業には、2025年末まで取得税・財産税を最大50%減免する税制支援の恩恵と開発負担金・農地保全負担金など5個の負担金免除、さらにベンチャー企業育成促進地区移転に対する資金優先支援などの金融支援の恩恵が与えられる。

最新の改正動向

法人税法施行令(大統領令第34991号、2024. 11. 12.)

改正理由および主な内容

公共賃貸住宅の円滑な供給を支援するために法人が公共買取賃貸住宅を建設する者に土地を譲渡することによって発生する譲渡所得に対し、法人税追加課税を免除する特例の適用期限を2027年12月31日までに延長する。

租税特例制限法施行令(大統領令第34992号、2024. 11. 12.)

改正理由および主な内容

中小企業の円滑な成長を支援するために中小企業がその規模の拡大などで中小企業に該当しなくなった場合、当該企業を中小企業とみる猶予期間を最初にその理由が発生した日が属する課税年度とその翌5課税年度まで延長し、最初にその理由が発生した日が属する課税年度の終了日から5年となる日が属する課税年度の終了日現在該当企業が有価証券市場またはコスダック市場に上場している場合は7課税年度まで延長する。

所得税法施行令(大統領令第34990号、2024. 11. 12.)

改正理由および主な内容

婚姻に対する税制支援拡大のために1住宅を保有した者が1住宅を保有した者と婚姻することによって1世帯2住宅になった場合、先に譲渡する住宅は1世帯1住宅と見なす期間を婚姻後5年以内から10年以内に拡大する。賃貸住宅供給拡大を通じた賃貸市場の安定を企てるために1世帯1住宅の特例を適用するための共生賃貸借契約の締結期限を2026年12月31日までに延長して、小規模住宅の円滑な供給を支援するために多住宅者が住宅を譲渡する場合、譲渡所得税重課税率適用が排除される小規模新築住宅の取得時期を2027年12月31日までに延長するなど、現行制度の運営上における一部不備点を改善・補完する。

付加価値税法施行令(大統領令第34993号、2024. 11. 12.)

改正理由および主な内容

勤労者の福利厚生向上のために事業者が所属勤労者に無償でまたは時価より低い対価で提供する正月・秋夕に関する財貨および創立記念日・誕生日などに関する財貨に対して財貨の供給とみない限度を、従来は合算して年間10万ウォンだったが今後はそれぞれ年間10万ウォンに引き上げる。

総合不動産税法施行令(大統領令第34994号、2024. 11. 12.)

改正理由および主な内容

少子化対策および婚姻に対する税制支援を拡大するために、婚姻することによって1世帯を構成する場合従来は婚姻した日から5年間は住宅または土地を所有する者とその婚姻した者をそれぞれ1世帯とみたが、今後は婚姻した日から10年間はそれぞれ1世帯とみるようにする。住宅供給拡大および国民の住居安定支援のために首都圏の公共宅地に所在した未分譲の住宅は、韓国住宅土地公社が買取りを確約する条件の契約を締結して、2025年12月31日までに着工申請した公共買取賃貸住宅の場合は、総合不動産税課税標準合算対象から排除する住宅の開示価格要件を6億ウォン以下から9億ウォン以下に引き上げ、小型新築住宅の供給を活性化するために2025年12月31日までに取得する小型新築住宅は、住宅にかかる総合不動産税額を計算する時に適用する住宅数に含まれなかつた条件を、2027年12月31日までに取得する小規模新築住宅まで住宅数に含まないよう税制支援を延長する。

個別消費税法施行令(大統領令第34976号、2024. 10. 31.)

改正理由および主な内容

国民の燃料費負担を緩和するために石油ガスのうちブタンに対する個別消費税の一時的な弾力税率引き下げ措置の期限を2024年12月31日まで2カ月延長するものの、最近の燃料価格の低下傾向を考慮して、1キログラム当たりに212ウォンと引下げ幅を縮小する。

交通・エネルギー・環境税法施行令(大統領令第34977号、2024. 10. 31.)

改正理由および主な内容

国民の燃料費負担を緩和するためにガソリン・軽油およびこれと類似した代替燃料に対する交通・エネルギー・環境税の一時的な弾力税率引き下げ措置期限を2024年12月31日まで延長するものの、最近の燃料価格の低下傾向を考慮して、ガソリンおよびこれと類似した代替燃料に対する弾力税率は1リットル当たり450ウォンに、軽油およびこれと類似した代替燃料に対する弾力税率は1リットル当たり289ウォンに各々引下げ幅を縮小する。

法人税法施行規則(企画財政部令第1085号、2024. 11. 11.)

改正理由および主な内容

低所得者層の金融生活支援事業を行う庶民金融振興院の安定した貸付財源確保を支援するために、庶民金融振興院の少額信用貸付事業を法人税課税対象から除外し、建物および構築物の実際の老朽化水準を減価償却費計算に反映するために建物および構築物の構造的特性により耐用年数を適用する。

最新の例規・判例

非上場株式を評価する時の帳簿価額の意味

■ 争点事項

- 相続税および贈与税法(以下「相贈法」)による非上場株式の評価において、評価対象である非上場法人の純資産価額は、評価基準日現在の非上場法人の資産を相贈法(相贈法§60～§66)により評価した価額とするものの、この時に非上場法人の資産を補充的評価方法で評価した価額(相贈法§60③および§66,以下「補充的評価額」)が帳簿価額(取得価額から減価償却費を差し引いた価額)より少ない場合は、正当な理由がない限り帳簿価額とするよう規定している(相贈令§55①、以下「帳簿価額下限規定」)。今回の判決の争点は、非上場株式の評価時に評価対象非上場法人が保有する投資株式に対して帳簿価額下限規定を適用する場合、投資株式の補充的評価額と比較する帳簿価額の意味が投資株式の「会計上の帳簿価額」なのか「取得価額から減価償却費を差し引いた価額」、すなわち投資株式の「取得価額」なのかである。

■ 判決の要旨

- これに対して原告は帳簿価額下限規定の括弧部分、すなわち帳簿価額を「取得価額から減価償却費を差し引いた価額」と定義した規定は減価償却資産に限った規定のため、投資株式のような非償却資産の場合は括弧部分により「取得価額」を適用するのではなく、時価に符合する「会計上の帳簿価額」を適用すべきと主張した。しかし最高裁の判決では、相贈法で帳簿価額下限規定の適用対象を減価償却資産に制限する規定を置いていない点などを考慮して投資株式の場合も括弧部分により「取得価額から減価償却費を差し引いた価額」を帳簿価額とみるのが妥当であると判決した(最高裁2024ドウ069,2024. 9. 12.)。

■ 示唆点

- 今回の最高裁の判決と同じく国税庁も相贈法上の帳簿価額下限規定での帳簿価額を「取得価額から減価償却費を差し引いた価額」と回答し(事前-2019-法令解釈財産-0276,2019. 6. 21.)、「会計上の帳簿価額」と回答した既存の有権解釈を削除して帳簿価額下限規定の適用に対する論議が一段落した(2019. 6. 20. 国税庁 税法解釈整備)。したがって、非上場法人が保有する投資株式の評価において補充的評価額が「取得価額」より低い場合は補充的評価額が帳簿価額より少ない正当な理由がないならば、「取得価額」を適用して投資株式などを評価できることに注意しなければならない。

物流団地開発用不動産の取得税減免後の着工行為に対する追徴

■ 争点事項

- 地方税特例制限法(以「地特法」)では、物流団地開発事業の施行者が物流団地を開発するために取得する不動産に対して取得税の35%を減免するように規定して(地特法§71①、「争点減免規定」)、正当な理由なくその取得日から1年が経過するまで当該用途に直接使用しなかった場合、または当該用途として使用した期間が2年未満の状態で売却・贈与、あるいは他の用途で使用する場合は、減免された取得税を追徴するように規定している(地特法§178①、「一般的な追徴規定」)。今回の審判例の争点は、物流団地開発事業施行者が物流団地開発のために取得した争点不動産の取得日から1年以内に物流団地造成工事に着工したものの、1年以内に物流団地の竣工認可を得られなかった場合、当該不動産に対する1年以内の着工行為を不動産取得日から1年以内の直接使用とみて減免された取得税の追徴理由から除外されるのかである。

■ 決定要旨

- これに対して既存の有権解釈では、着工行為は土地を直接使用するための準備行為に過ぎない点、着工行為時点を直接使用の開始日とみれば取得日から1年以内に着工して2年経過後に土地を売却すれば追徴できない点などを考慮して、着工だけした場合は直接使用とみられないと解釈している(地方税特例制度課-510,2023. 10. 30.)。今回の審判例では物流団地開発用不動産を直接使用するのは「物流団地を開発すること」を意味するので、不動産を取得して1年以内に物流団地造成工事に着工した場合は争点不動産を物流団地開発のために直接使用したとみて追徴理由が発生したと見る(租審2023ジ4190,2024. 8. 13.)。

■ 示唆点

- 物流団地開発事業施行者が物流団地開発用不動産を取得後、取得日から1年以内に着工した場合は、たとえ1年以内に物流団地を竣工できなくても、争点減免規定により減免された取得税を追徴できないというのが今回の審判例である。ただし最近の地特法改正では「物流団地開発用不動産の取得日から3年以内に正当な理由なく竣工認可を得ない場合」または「当該用途で直接使用した期間が2年未満の状態で売却・贈与した場合」などを追徴理由に新設する予定のため(2024年地方税収入関係法改正案、2024. 8. 13. 参照)、当該改正案が施行されれば不動産取得日から1年以内に着工しても3年以内に別途の正当な理由なく物流団地を竣工できない場合は、減免された取得税が追徴される可能性がある。

被引受法人が企業集団編入猶予を受けた場合の 技術革新型株式の取得税額控除

■ 争点事項

- 技術革新型株式取得の税額控除規定では、被引受法人の既存支配株主が引受法人に株式を譲渡した後は被引受法人の支配株主などに該当しないことを控除要件に規定しており(租特法§12の4①4号、「支配株主など変更要件」)、支配株主などに含まれる特殊関係にある者の範囲には企業集団に所属した他の系列会社とその系列会社の役員が含まれるため(法令§43③・⑦および法令§2⑧7号)、既存代表理事が引受法人の企業集団所属系列会社に編入された被引受法人の株式一部を継続して保有して代表理事の職位を維持する場合は、当該代表理事は引受法人とともに被引受法人の支配株主などに該当することから、引受法人は支配株主など変更要件を満たせず技術革新型株式取得の税額控除規定を適用できない(企画財政部法人税制課-296,2021. 6. 22,租審2022中0014,2022. 5. 24.)。今回の有権解釈の争点は、被引受法人が企業集団編入猶予を受けて被引受法人の代表理事が株式を一部保有して代表理事として在職中である場合、引受法人が技術革新型株式取得の税額控除規定を適用できるのかである。

■ 回答要旨

- 今回の有権解釈は、被引受法人が公正取引法により企業集団系列編入猶予の通知を受けた場合は被引受法人の既存の代表理事が被引受法人の株式を一部保有して被引受法人の代表理事として在職しても、被引受法人と既存の代表理事はそれぞれ引受法人が属した企業集団に所属した系列会社とその系列会社の役員ではないので、被引受法人の既存の代表理事は「被引受法人の支配株主など」から除外されると見て引受法人の技術革新型株式取得の税額控除規定を適用できると回答している(企画財政部法人税制課-463,2024. 8. 19,事前-2023-法規法人-0184,2024. 8. 28.)。

■ 示唆点

- 被引受法人が公正取引委員会から企業集団系列編入猶予通知を受けた場合は、被引受法人の既存の支配株主が被引受法人の一部株式を引き続き保有するか、または役員として在職しても今回の有権解釈により、引受法人は該当被引受法人の株式取得に対して技術革新型株式取得の税額控除規定を適用できると判断される。

譲渡所得税の重課税率免除期間に相続した住宅を譲渡する場合の重課税率

■ 争点事項

- 所得税法附則では、過去に世界金融危機で低迷した不動産市場を活性化するために、2009年3月16日～2012年12月31日（「基本税率の特例期間」）に取得した住宅に対しては多住宅者に対する譲渡所得税重課税率規定の適用を免除して基本税率を適用するように規定している（2008.12.26. 改正所法附則§14①、2010.12.27. 改正、「争点附則」）。今回の決定例の争点は、多住宅者が基本税率の特例期間に配偶者の死亡により組合員入居権を相続して竣工した住宅（以下「争点住宅」）を基本税率の特例期間の経過後に譲渡した場合、争点附則により基本税率の特例期間に取得した住宅とみて多住宅者の譲渡所得税重課税率の適用は免除されるのかである。

■ 決定要旨

- これに対して処分庁は、争点附則の立法趣旨が景気回復のための不動産の需要喚起にある点、有権解釈も基本税率の特例期間中に相続・贈与で取得した住宅を争点附則の適用対象から除外している点（不動産取引管理課-236,2010.2.11,不動産取引管理課-331,2010.3.3.）などを考慮して、請求人が同一世帯員から組合員入居権を相続して取得した争点住宅は重課税率適用が妥当だと主張したが、審判院は争点附則の文言では取得期間の制限があるだけで取得の原因に対しては別途の制限がないので、相続を原因に取得した争点住宅も争点附則を適用して重課税率適用を排除するのが租税法律主義に符合するとした（租審2024ソ2629,2024.9.3.）。

■ 示唆する点

- 今回の決定例は、既存の有権解釈とは違い多住宅者が基本税率の特例期間（2009.3.16.～2012.12.31.）に一般的な売買取引によって有償で取得した住宅でなく、相続・贈与などを原因として無償で取得した住宅を基本税率の特例期間が経過してから譲渡した場合、不動産取引を奨励しようと制定された争点附則の立法趣旨には符合しなくても取得の原因を制限しない争点附則の文言により多住宅者による譲渡所得税重課税率でなく一般税率を適用できることを示唆している。

本最新の例規・判例内容は有権解釈と判例に対する理解を助けるために作成されたものです。
実際の適用においては必ずTax専門家にご相談ください。

Contacts

盧映錫 Partner	02 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典 Partner	02 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善 Partner	02 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com
李炅宅 Partner	02 709 0726	kyungtaek.lee@pwc.com
李真行 Partner	02-3781-2581	jin-haeng.lee@pwc.com

三逸会計法人のニュースレターは、三逸会計法人のお客様へ一般的な情報提供および知識伝達のために配布されるもので、具体的な会計問題や税務イシューに関する三逸会計法人の意見は含まれていません。三逸会計法人のニュースレターの内容に関して、ご質問や追加でご入用な情報がお有りの場合は必ず専門家までお問い合わせください。

Samil PwC newsletter has been prepared for the provision of general information and knowledge for clients of Samil PwC and does not include the opinion of Samil PwC on any particular accounting or tax issues. If you need further information or discussion concerning the content contained in the Samil PwC newsletter, please consult with relevant experts..

© 2024 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

三逸会計法人 ソウル特別市 龍山区 漢江大路100 (04386)
www.samil.com | Email | 02-3781-3131